

杨木県公報

令和 6 (2024)年 6月28日(金) 号 外 第 43 号

目 次

公安委員会

公安委員会

栃木県公安委員会規則第8号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年6月28日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則(昭和47年栃木県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 ፲	E 後				改	Ī	E 前	
別表第4	64 (第10条の2関係)			別表第4	第4(第10条の2段				
番号	路線名	区間		番号	路	線	名	区間	
$1 \sim 7$	略			$1 \sim 7$	略				
8	一般国道119	日光市森友字大桑道下		8	一般	医道	119	宇都宮市一条2丁目	
	号	998番 9 から同市森友字			号			1183番1から同市西原	
		大桑道下1026番1まで						町462番5まで	
8の2	一般国道119	日光市森友字大桑道下		8の2	一般	医道	119	宇都宮市上戸祭町199番	
	号	998番9から同市大沢町			号			1から同市徳次郎町	
		字上原967番1まで						3883番3まで	
8の3 略				8の3 略					
8の4	一般国道119	宇都宮市徳次郎町3883		8の4	一般	医道	119	宇都宮市平出工業団地	
	号	番3から同市上戸祭町			号			9番1から同市上戸祭	
		<u>199番1まで</u>						3丁目3342番3まで	
<u>8の5</u>	一般国道119	宇都宮市上戸祭町字北							
	<u>号</u>	<u>ノ前236番2から同市上</u>							
		戸祭町字北ノ前179番5							
		<u>まで</u>							
8の6	<u>一般国道119</u>	宇都宮市上戸祭3丁目							
	<u>号</u>	3342番3から同市平出							
		工業団地9番1まで							
8の7	<u>一般国道119</u>	宇都宮市一条2丁目							
	<u>号</u>	1183番1から同市西原							
		<u>町462番5まで</u>							
9~34の2 略				9~34の2 略					
<u>35</u>	<u>県道宇都宮結</u>	宇都宮市簗瀬町字南浦							
	<u>城線</u>	1750番6から同市御蔵							
		町1025番72まで			m.t-				
<u>35の2</u>	略			<u>35</u>	略		1		
36	県道宇都宮結	河内郡上三川町大字上		36	県道	[宇都]	宮結	河内郡上三川町大字上	

	城線	蒲生2524番から同町大			城線	三川3200番1から下野			
		字上三川4964番まで				市三王山484番1まで			
37	県道宇都宮結	河内郡上三川町大字上		37	県道宇都宮結	河内郡上三川町大字上			
	城線	三川3200番1から下野			城線	蒲生2524番から同町大			
		市三王山484番1まで				字上三川4964番まで			
37の2~40 略				37の2~40 略					
<u>40の2</u>	県道宇都宮真	宇都宮市簗瀬町字九斗							
	岡線	蒔1279番3から同市簗							
		瀬町字南浦1750番6ま							
		<u>で</u>							
<u>40∅3</u> .	<u>40の3・40の4</u> 略			<u>40の2</u> ・ <u>40の3</u> 略					
41~68 C	41~68の5 略			41~68の 5 略					
<u>68の6</u>	市道(宇都宮	宇都宮市旭2丁目3470							
	市) 1428号線	番32から同市一条2丁							
		目1209番7まで							
<u>68の7</u> ・	<u>68の7</u> ・ <u>68の8</u> 略			<u>68の6・68の7</u> 略					
69~95 略				69~95 略					
			1						

附則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。